

まちづくりスポット神戸会員規定

(目的)

第1条 地域活動に取り組む個人または、グループが行う主体的な実践活動の支援及び交流を推進するため「まちづくりスポット神戸登録制度」を設ける。

(登録申請)

第2条 登録を希望する個人または、グループは、次に掲げる書類を添付し、まちづくりスポット神戸（以下、まちスポ神戸という）に提出すること。

- (1) まちスポ神戸登録申請書
- (2) 会則、またはそれに準ずるもの

(登録要件)

第3条 登録を希望する個人または、グループは、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 主たる活動場所が、まちスポ神戸近隣地域であること
- (2) 活動を継続的に行っていること
- (3) 会則、またはそれに準ずるものがあること
- (4) 政治団体、宗教活動団体に類する活動でないこと

(登録の可否)

第4条 まちスポ神戸は、個人または、グループからの登録の申請を受けた後、登録の可否について回答する。

(年度)

第5条 年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日とする。

(年会費)

第6条 年会費は、2,000円とし、登録決定時に納入すること。

※ただし、後期（10月から）の登録は、1,000円とする。

(更新手続き)

第7条 引き続き登録継続を希望する場合は、年度末に更新手続きを行うこと。

(登録の取消、抹消)

第8条 登録者及び登録グループは、グループの解散等登録を取り消したい場合は、速やかにまちスポへ申し出ること。また、登録者及び登録グループの行う活動内容が、第3条に掲げる登録要件を満たしていないと判断した場合は、登録を取り消すことがある。

(登録内容の変更)

第9条 連絡先等登録内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。

(その他)

第10条 上記条文以外の事項が発生したときは、まちスポ神戸において別途協議する。

附則 本規定は2013年12月1日をもって施行する。

2021年2月1日改訂